

防府市議会パブリックコメント実施要綱

平成 23 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、防府市議会のパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定め、市民等の多様な意見を的確に把握し、意思決定に反映させるとともに、「市民に開かれた議会」・「市民と協働する議会」とすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この要綱において「パブリックコメント」とは、議会が独自の観点で策定した条例案・政策案等について、これをあらかじめ公表し、市民等から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する考え方等を公表する一連の手続きをいいます。

2 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの

(対象)

第 3 条 パブリックコメントの対象は、次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃とします。

- (1) 市政に関する基本方針を定める事項
- (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項（市税等の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料等の徴収に関するものを除きます。）
- (3) 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの（政策等の案の公表等）

第4条 議会は、パブリックコメントを実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 政策等の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの
(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる2以上の方法により行うものとします。

- (1) 市議会のホームページへの掲載
- (2) 市議会内閲覧コーナー（以下「議会閲覧コーナー」といいます。）への配置
- (3) 市広報又はほうふ市議会だよりへの掲載
- (4) 市の出張所及び公民館への配置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める方法

2 議会は、案等の公表を行うことについて、市広報又はほうふ市議会だより及び市議会のホームページへの掲載その他適当な方法により、広く市民等への周知を図るよう努めるものとします。

（意見の提出）

第6条 議会は、意見の提出期間及び提出方法を定め、案等を公表する際にこれを明示するものとします。

- 2 前項の提出期間を定めるに当たっては、市民等が意見を提出するために必要な期間を勘案し、1月程度を目安とするものとします。
- 3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他議長が定める方法によるものとします。この場合において、住所（法人等にあつてはその主たる事務所等の所在地）、氏名（法人等にあつては法人名及びその代表者名）及び電話番号の明記を意見の受付条件とします。
- 4 案等について意見を提出した市民等の氏名、名称その他当該市民等に関する情報を公表する場合には、当該案等を公表するときにその旨を明示しなければなりません。

(意見の処理)

第7条 議会は、市民等から提出された意見を考慮して、政策等について意思決定を行うものとします。

2 前項の意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する議会の考え方並びに当該政策等の案を修正した場合にあっては当該修正の内容及びその理由を公表するものとします。ただし、次に掲げるものについては、この限りではありません。

(1) 賛否の結論のみを示した意見

(2) 内容が実施対象の内容に合致しない意見

(3) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出された意見

(4) 防府市情報公開条例（平成10年条例第28号）第6条に掲げる情報に該当する意見（前条第4項に規定する場合を除きます。）

3 第5条の規定は、前項本文の規定による公表について準用します。

(一覧の作成等)

第8条 議長は、この要綱に定める手続きを行っている案件の一覧を作成し、議会閲覧コーナーに備え付けるとともに、市議会のホームページに掲載して公表するものとします。

2 議長は、この要綱による手続きの実施結果を定期的にとりまとめ、その概要を公表するものとします。第1項の規定は、この場合について準用します。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行します。

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月21日から施行します。